緑の環境をつくり育てる条例第４条の施行に関する基準（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| （用語の定義）  第２条　この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、条例第９条の施行に関する基準（以下「条例第９条の基準」という。）の例による。  (1)　公共建築物とは、市が設置及び管理する建築物をいう。  （緑化施設の整備方法）  第３条　公共建築物の緑化施設は次のとおり整備すること。  (1)　景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。  （第２号から第11号まで省略）  新規  新規 | （用語の定義）  第２条　この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、条例第９条の施行に関する基準（以下「条例第９条の基準」という。）の例による。  ２　この基準において「公共建築物」とは、市が設置及び管理する建築物をいう。  （緑化施設の整備方法）  第３条　公共建築物の緑化施設は次のとおり整備すること。  (1)　景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体の調和が良くなるよう、緑化施設を配置すること。  （第２号から第11号まで省略）  (12)　壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。  附　則  　この基準は、令和６年４月１日から施行する。 |